

令和 8 年 3 月 10 日
産業経済部商工観光課

キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施について

物価上昇による区民生活の影響を緩和するとともに、区内商店街等での消費喚起につなげるため、下記のとおり「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を実施する。

記

1 事業概要

(1) 実施主体

練馬区（PayPay株式会社に委託）

(2) ポイント還元率

20%

(3) 実施期間

令和 8 年 4 月 15 日～ 6 月 14 日（61 日間）

(4) ポイント還元の仕組み

- ・ 区内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用して買い物をした場合、決済額の 20% 分のポイントを利用者へ還元（ポイント＝1 円相当として利用可能）
- ・ 利用者 1 人あたりの 1 回の付与上限は 3,000 ポイント、期間中の上限は 10,000 ポイント

(5) 対象店舗

区内中小企業の店舗（大手チェーン店等を除く）

2 予算

1,033,000 千円

3 周知

ねりま区報、区ホームページ、SNS、駅中広告等

4 今後の予定

3 月 11 日 ねりま区報掲載（参加店舗募集等）

4 月 1 日 ねりま区報掲載（キャンペーンの詳細等）

4 月 15 日～ 6 月 14 日 事業実施